

2026年2月27日

中国支援機関連携事業実施委託業務に対する質問及び回答

2026年2月19日付けで公表されました「中国支援機関連携事業実施委託業務」の事業内容について受付けた質問の内容及び回答を通知します。

番号	質問	回答
1	募集要領 9 契約条件 について 契約保証金は、いつまでに支払わなければならないか。	契約締結時に納付している必要があります。
2	募集要領 10 応募方法等 について 共同事業体で応募する場合に提出する「共同事業体協定書の写し」、「委任状」について定められた様式等はあるか。	指定の様式はありません。任意の形式で提出ください。
3	募集要領 12 審査の実施 について プレゼンテーションは、現地(オフライン)で参加可能か。	オンライン参加に限ります。
4	仕様書 4 業務内容 (1)清華大学/Tusホールディングスとの連携事業 について 中国訪問ツアーで参加するピッチイベントは、既に決まっているか、もしくは事業者が提案する余地があるか。	既存のピッチイベントに参加するのではなく、受託事業者が清華大学/Tusホールディングスと調整し、中国企業や投資家等に向けたピッチイベントを開催します。
5	仕様書 4 業務内容 (2)展示会出展プログラム について 出展する展示会やフォーラム等は、既に決まっているのか、もしくは事業者が提案する余地があるか。	出展する展示会等は、受託事業者からご提案頂き、県及び上海交通大学と協議の上、決定します。

番号	質問	回答
6	<p>仕様書 4 業務内容 (3) 学生交流・創業支援プログラム について 中国でのピッチイベントツアーについては、参加するイベントは既に決まっているか、もしくは事業者が提案する余地があるか。</p>	<p>既存のピッチイベントに参加するのではなく、受託事業者が浙江大学及び上海交通大学と調整し、参加学生が成果を発表するピッチイベントを実施します。</p>
7	<p>契約書(案) について 前金払いの請求のための資金計画書に定められた様式等はあるか。 資金の用途によって判断されるという認識でよいか。 また、請求時期について定められた期限等はあるか。</p>	<p>前金払の取り扱いについては、契約書(案)の規定のとおりを想定しています。なお、資金計画書に指定の様式はありません。</p>